

コンプライアンス規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本産業退職者協会（以下「本会」という。）の倫理規程の理念に則り、本会が直面する、又は将来直面する可能性のあるコンプライアンス（法令等の遵守をいう。以下同じ）上の問題を的確に管理・処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施・運営の原則を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 本会の役員及び職員（以下「役職員」という。）は、前条の倫理規程の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

(組織)

第3条 本会のコンプライアンスにかかわる組織として以下のものを置く。

- (1) コンプライアンス担当理事
- (2) コンプライアンス委員会

(コンプライアンス担当理事)

第4条 コンプライアンス担当理事は、常任理事の中から、理事会の決議により理事長が任命する。コンプライアンス担当理事は、定期的に理事会に対し、本会のコンプライアンスの状況について、報告するものとする。

2 コンプライアンス担当理事は、コンプライアンス全般にかかわる事項を所管し、コンプライアンスに関する各種施策の立案及び実施の責務を有する。

3 コンプライアンス担当理事の役割・権限は以下のとおりとする。

- (1) コンプライアンス施策の実施の最終責任者
- (2) コンプライアンス違反事例の対応の統括責任者
- (3) コンプライアンス委員会の委員長

(コンプライアンス委員会)

第5条 コンプライアンス委員会は、コンプライアンス担当理事の諮問機関と

して設置し、以下の事項について、その諮問に答える。

- (1) コンプライアンス施策の検討と実施
- (2) コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング
- (3) コンプライアンス違反事件についての分析・検討
- (4) コンプライアンス違反再発防止策の策定
- (5) その他、コンプライアンス担当理事が諮問した事項

2 コンプライアンス委員会はコンプライアンス担当理事を委員長とし、法務委員長、会員対策委員長、社会貢献活動委員長、ホームページ委員長、事務局長、その他理事長の指名する者をコンプライアンス委員として構成する。

3 コンプライアンス委員会事務局は法務委員会に設置する。

(コンプライアンス委員会の開催)

第6条 コンプライアンス委員会は、定例委員会として、委員長の招集により、毎年3月及び9月に開催する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、臨時委員会をいつでも招集することが出来る。

(コンプライアンス委員会事務局)

第7条 コンプライアンス委員会事務局は、コンプライアンス体制及びその整備にかかわる企画・推進及び統括業務を分掌し、コンプライアンス体制の実効性をあげるための方針や施策等を立案する。

2 コンプライアンス委員会事務局は、コンプライアンス施策の進捗状況その他コンプライアンスにかかわる事項をコンプライアンス担当理事及びコンプライアンス委員会に定期的かつ必要に応じて報告する。

(報告・連絡・相談ルート)

第8条 役職員は、コンプライアンス違反行為またはそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかにコンプライアンス委員会事務局に報告する。

2 役職員は前項にかかわらず緊急の事由によりコンプライアンス委員会事務局を経由することが出来ないときは、コンプライアンス担当理事に直接前項の報告をすることができる。

(コンプライアンスのための教育)

第9条 本会は、役職員に対してコンプライアンスに関する研修を行い、また役職員は本会の倫理規程を含むこれらの事項について、定期的に研修を受けるものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は平成29年11月1日から実施する。(平成29年10月27日理事会決議)